

議案第9号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおりこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月31日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

こども家庭庁設置法の施行にあたって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が一部改正となったことに伴い、引用条項の整理が必要となる条例の一部を改正したく、本案を提案した。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条第3項中「同条第1号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第51条第3項中「当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。